

令和6年12月25日

令和6年度第9回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和6年12月25日(水)

午後1時30分開会～午後3時35分閉会

2. 場 所

大崎市鳴子公民館 1階ホール

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定
による届出について

報 告 4 農地法第3条の規定による許可書の返戻届について

報 告 5 大崎市農地賃借料情報について

議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第41号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第42号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の承認について

4. 協議事項

1) 企画

報 告 (1) 令和6年度第2回一日女性農業委員会について

5. 出席農業委員(23名)

2番 小野寺 正 晃 委員	3番 布 塚 幸 子 委員
5番 白 川 知 則 委員	6番 高 橋 順 子 委員
7番 佐々木 ひろ子 委員	8番 櫻 井 正 幸 委員
9番 齋 藤 真理子 委員	10番 菅 原 清 一 委員
11番 佐々木 正 彦 委員	12番 下 山 信 行 委員
13番 高 橋 英理子 委員	14番 只 埜 和 臣 委員
15番 鈴 木 至 委員	16番 佐 藤 裕 之 委員
17番 佐 藤 伸 幸 委員	18番 佐々木 俊 通 委員
20番 中 森 昭 悦 委員	21番 中 鉢 守 委員
22番 菅 原 まり子 委員	23番 今 野 久 男 委員

24番 中 條 泰 洋 委員

25番 熊 谷 安 正 委員

26番 佐々木 政 直 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

18番 高 橋 芳 一 委員

19番 高 橋 良 委員

20番 千 葉 敏 昭 委員

7. 欠席委員(3名)

1番 菅 原 ひろみ 委員

4番 中 本 奈 美 委員

19番 佐々木 大 委員

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

10. 出席職員

事務局長 竹 内 満 博

事務局長補佐 星 充 浩

事務局長補佐 桑 添 滋 行

主幹兼係長 石 垣 佳 子

主幹兼係長 今 野 春 樹

主査 湯 山 栄 大

主事 鈴 木 聖 己

主事 千 葉 浩 汰

主幹 佐々木 賢

主幹兼係長 大 沼 淳 子

主査 三 塚 裕 介

会計年度任用職員 千 葉 嘉 一

午後1時30分開会

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

ただいまから、令和6年度第9回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会にあたりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長から御挨拶を申し上げます。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定に

より、会長が議長を務めることとなっております。佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、1番菅原ひろみ委員、4番中本奈美委員、19番佐々木大委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和6年度第9回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。11番佐々木正彦委員、12番下山信行委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔報告1～5の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告5の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 39 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」番号 106 から 146 までの 41 件のうち、番号 106 から 108 の 3 件は、議案第 40 号番号 116 から 118 と関連することから、この 3 件を議案第 40 号で合せて審議してよろしいかお諮りいたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号 106 から 146 までの 41 件のうち、番号 106 から 108 の 3 件は、議案第 40 号番号 116 から 118 と関連することから、この 3 件を除いた番号 109 から 146 までの 38 件を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 39 号番号 121 の 1 件については、 番委員が関係する案件であります。この 1 件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 39 号番号 121 の 1 件について、先に審議いたします。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、 番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室・着席願います。 番委員退席願います。

〔 番 委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 39 号番号 121 の 1 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 39 号番号 121 の 1 件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 39 号番号 121 の 1 件について許可と決定いたします。■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 39 号番号 109 から 120 までと、番号 122 から 146 の 37 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。15 番。

15 番（鈴木至委員）

番号123について質問いたします。対価総額が高くなっていますが、現時点での利用計画等があれば教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

野菜の作付けをすると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

15番委員、よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

譲受人は、議案書に何度も名前が載っている方ですが、確かに作付けするのであれば大丈夫です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。2 番。

2 番（小野寺正晃委員）

番号137から144について質問いたします。譲受人の方は市外で、遠方にお住まいですが、すでに広大な面積の農地を経営されている中で、さらに大きな面積を取得される理由について、教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

図面を見ながら説明いたします。こちらは譲受人が代表を務める会社が経営している営農型太陽光システムであり、この土地を囲む形で今回の申請が提出されています。作物については、現在経営している太陽光発電の営農型作物と同じく牧草を播種し、作付する予定です。従事者は譲受人とその息子の2人で、大型農機を複数台使用しながら、年間180日従事する計画となっております。遠方ではありますが通いで管理すると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

もともと経営しているメガソーラーを囲む形で土地を取得するのは、周辺の農地に何か影響があったためでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

メガソーラーの設置段階で土砂の流出が発生し、それを補償する形での買収となったようです。今回申請が出されている農地にはソーラーは設置せず、採草のみを行うと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2番。よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第39号番号109から120までと、番号122から146の37案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 39 号番号 109 から 120 までと、番号 122 から 146 の 37 案件について許可と決定いたします。

次に、議案第 40 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について」番号 136 の 1 案件は議案第 41 号番号 68 から 70 の 3 案件と関連することから、この 3 案件を議案第 41 号と合せて審議してよろしいかお諮りいたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 40 号番号 116 から 135、番号 137 から 144 までの 28 案件と、関連する議案第 39 号番号 106 から 108 の 3 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

12 月 24 日火曜日午前 9 時から、16 番委員、17 番委員、18 番委員、18 番推進委員、19 番推進委員、20 番推進委員の 6 名と事務局 2 名で現地調査をしてまいりました。

番号 116 と議案第 39 号番号 106 の報告を 16 番委員お願いします。

16 番（佐藤裕之委員）

番号 116 を報告いたします。転用目的は、営農型太陽光発電パネル架台支柱 104 本を設置し、一時転用するもので、更新申請は 3 年ごとに行います。申請地周辺の状況は、宅地と畑に囲まれていました。管理状況は、除草管理されてきました。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地ですが、3 年以内の一時的な転用であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 117 と議案第 39 号番号 107, 番号 118 と議案第 39 号番号 108 の報告を 17 番委員お願いします。

17 番 (佐藤伸幸委員)

番号 117 を報告いたします。転用目的は、営農型太陽光発電パネル架台支柱 136 本を設置し一時転用するもので、更新申請は 3 年ごとに行います。申請地周辺の状況は、山林と田畑に囲まれていました。管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地ですが、3 年以内の一時的な転用であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能であり、土砂流出対策は、法面処理が施されているため問題はなく、周辺農地への影響はないと判断されます。

続きまして、番号 118 を報告いたします。転用目的は、営農型太陽光発電パネル架台支柱 136 本を設置し一時転用するもので、3 年ごとに更新の申請です。申請地周辺の状況は、宅地と山林に囲まれていました。管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地ですが、3 年以内の一時的な転用であるため、不許可の例外規定に該当します。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断されます。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 119, 120 の報告を 16 番委員お願いします。

16 番 (佐藤裕之委員)

番号 119 を報告いたします。転用目的は、駐車場、資材置き場を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と田畑に囲まれていました。管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、第 1 種農地ですが、居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

続きまして、番号 120 を報告いたします。転用目的は、住宅の進入路として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地と畑に囲まれていました。管理状況は、砕石が敷かれ、道路として使用されていました。農地区分は、第 1 種農地ですが、既存施設の拡張に係る部分の面積が既存施設の面積の 2 分の 1 を超えない

もので、既存施設に接続して整備するものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。すでに砕石が敷かれて使用されている事から、無断転用と思われれます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 121, 122, 123 の報告を 18 番推進委員お願いします。

18 番 (高橋芳一推進委員)

番号 121 を報告いたします。転用目的は、砕石及び砂利置き場、資材置き場、駐車場として利用するものです。申請地周辺の状況は、田と宅地と森林に囲まれていました。管理状況は、雑草が繁茂していました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水はU字溝を設置してそこへ流し、土砂流出対策として境界を法面にする計画のため、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に、番号 122 を報告いたします。転用目的は、現場事務所を設置し、駐車場、建築資材置き場、回転スペース、通路として一時的に利用するものです。申請地周辺の状況は、田畑に囲まれていました。管理状況は、稲刈り後の状態でした。農地区分は、農振農用地ですが、3年以内の一時的な転用であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

続きまして、番号 123 を報告いたします。転用目的は、工事用車両のための通路として一時的に利用するものです。申請地周辺の状況は、田畑に囲まれていました。管理状況は、耕起管理されてきました。農地区分は、農振農用地ですが、3年以内の一時的な転用であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能であり、土砂流出対策として境界を法面にする計画のため、周辺農地への影響はないと判断されます。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 124, 125, 126, 127, 128 の報告を 19 番推進委員お願いします。

19 番 (高橋良推進委員)

番号 124 を報告いたします。転用目的は、居宅、ガレージを設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれていました。管理状況は、除草管理されてい

ました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断されます。

次に、番号125を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル150枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、田畑に囲まれていました。管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在する第3種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に、番号126、127を報告いたします。転用目的は、レンタル機材置き場を設置するものです。申請地周辺の状況は宅地と田畑に囲まれていました。管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、第1種農地ですが、既存施設の拡張に係る部分の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないもので、既存施設に接続して整備するものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透と4面に設置したU字溝により対応可能であり、土砂流出対策として境界を法面にする計画のため、周辺農地への影響はないと判断されます。

続きまして、番号128を報告いたします。転用目的は、集合住宅3棟、駐車場を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれていました。管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号129、130、131の報告を17番委員お願いします。

17 番 (佐藤伸幸委員)

番号129を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル160枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、山林と畑に囲まれていました。管理状況は、耕起管理されていました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能であり、土砂流出対策として、土地造成時に境界を法面にしており、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に、番号130を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル144枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と畑に囲まれていました。管理状況は、

除草管理されてきました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能であり、土砂流出対策として、土地造成時に境界を法面にしており、周辺農地への影響はないと判断されます。

続きまして、番号131を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル160枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、山林と畑に囲まれていました。管理状況は、西側が雑草繁茂、東側は耕起管理されてきました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能であり、土砂流出対策として、土地造成時に境界を法面にしており、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号132の報告を18番委員お願いします。

18番（佐々木俊通委員）

番号132を報告いたします。転用目的は、地上デジタル放送アンテナ基地を設置するものです。申請地周辺の状況は、水田と宅地に囲まれていました。管理状況は、除草管理されてきました。農地区分は、第1種農地ですが、公益性の高い事業であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号133, 134, 135の報告を20番推進委員お願いします。

20番（千葉敏昭推進委員）

番号133を報告いたします。転用目的は、宅地分譲5区画として利用するものです。申請地周辺の状況は、田に囲まれていました。管理状況は、稲刈り後の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で、用途指定されている第3種農地になります。雨水はU字溝に流し、土砂流出対策として境界に擁壁を設置する計画のため、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に、番号134を報告いたします。転用目的は、宅地分譲3区画として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれていました。管理状況は、除草管理されてきました。農地区分は、都市計画区域内で、用途指定されている第3種農地になります。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断され

ます。

続きまして、番号135を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場2台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれていました。管理状況は、除草管理されてきました。農地区分は、都市計画区域内で、用途指定されている第3種農地になります。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143 の報告を 18 番委員お願いします。

18 番 (佐々木俊通委員)

番号137を報告いたします。転用目的は、宅地分譲8区画、位置指定道路として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地と田に囲まれていました。管理状況は、稲刈り後の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で、用途指定されている第3種農地になります。雨水は自然浸透と位置指定道路脇に設置したU字溝により北側排水路に流し、土砂流出対策として境界を法面にする計画のため、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に、番号 138, 139, を報告いたします。転用目的は、宅地分譲8区画、位置指定道路として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地と田に囲まれていました。管理状況は、稲刈り後の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で、用途指定されている第3種農地になります。雨水は自然浸透と位置指定道路脇に設置したU字溝により北側排水路に流し、土砂流出対策として境界を法面にする計画のため、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に、番号 140 を報告いたします。転用目的は、宅地分譲2区画、位置指定道路として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれていました。管理状況は、耕起管理されてきました。農地区分は、都市計画区域内で、用途指定されている第3種農地になります。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断されます。

続きまして、番号141, 142, 143を報告いたします。転用目的は、宅地分譲7区画、位置指定道路として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれていました。管理状況は、番号141は除草管理されており、番号142, 143は稲刈り後の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で、用途指定されている第3

種農地になります。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 144 の報告を 16 番委員お願いします。

16 番（佐藤裕之委員）

番号144を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場 2 台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地と田に囲まれていました。管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、第 1 種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水はU字溝に、汚水は浄化槽に流す計画のため、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第40号番号116から135、番号137から144までの28か件と、関連する議案第39号番号106から108の3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。5番。

5 番（白川知則委員）

番号125について質問いたします。こちらは、職務執行者の名前と番号116, 117, 118の営農型太陽光発電パネルの会社の代表取締役の名前が同じですが、最終的には番号125の業務は、番号116, 117, 118の営農型太陽光発電パネルの会社で請け負うという認識でよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

同じ方が代表を務めているというだけであって、最終的に事業を請け負うのが番号 116, 117, 118 の会社であるとは伺っておりません。

議長（佐々木政直会長）

5番。よろしいでしょうか。

5 番（白川知則委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

その他，質疑ございませんか。2番

2番（小野寺正晃委員）

番号120に関してですが，現地調査の結果，無断転用ではないかとのお話でした。こちらの土地は，過去に競売にかけられており，無断転用をしたのは今回の譲渡人ではなく，すでに亡くなっている人物であると思われます。当事者が亡くなっているという事で，今回は顛末書の提出等が妥当ではないかと思われます。

議長（佐々木政直会長）

その他，関連質疑ございませんか。15番委員。

15番（鈴木至委員）

どなたから顛末書を提出していただくのでしょうか。譲渡人からでよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

それでは，番号120の1か件については，申請人である譲渡人から会長及び県知事あてに顛末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「意義なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

その他，質疑ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

番号116，117，118について質問します。議案第39番に関連して営農型の太陽光発電パネルという事で，営農について県に報告が上がっていると思いますが，どのような状況でしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

まず，作物としてサカキを植えており，現地調査の報告では青々と成長しております。サカキで，商品規格に適合する大きさまで育つのに，およそ3年を要する植物です。令和4年から経営が始まり，現在3年目となり，毎年2月に報告書

が提出されています。報告内容としては、令和4年に定植し、令和5年には苗が1年しか経過しておらず、出荷には至っていない状況です。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（中鉢守委員）

営農型の条件として、太陽光発電パネル下の農地における単収が、同じ年の同じ地域の平均的単収の8割が必要などの基準があると思いますが、それが示されてこないということについて、営農としてどう評価すべきか疑問です。番号116に関しては毎日確認していますが、1年目には苗が全滅し植え替え、現在は確かに青々と育っていますが、年に数回の除草作業にとどまり、作物も販売できるような状態には見えません。営農型太陽光発電であれば、ある程度の結果を出さなくてはならないと思いますが、営農が成立していると言えるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

作物によって、出荷までに要する年数が異なる為、その点については営農計画等の提出により考慮されます。今回の申請は番号116が■■■■地域、番号117及び118が■■■■地域での栽培となりますが、■■■■地域での生育状況はかなり良好のようです。単収見込みについては、鹿児島県の基準を参考にし、気候等を考慮して申請書上は10アールあたり330キロとしています。今回の更新で令和7年が1年目となり、収入見込みについては、販売価格ベースで■■■■円を計上しており、その後10年間同じ金額での見込みを提出しております。

議長（佐々木政直会長）

その他ございませんか。23番。

23番（今野久男委員）

番号131について質問です。地図を見ると太陽光発電パネルと通路が重なっていますが、太陽光パネルの配置図を見ると通路がありません。ここが通れなくなることにより、周辺の田畑での作業に支障が出ないでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

こちらが途切れても、南北からそれぞれ通路がつながっているのです、差支えないと思われま

議長（佐々木政直会長）

23 番。よろしいでしょうか。

23 番（今野久男委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

その他ございませんか。17 番。

17 番（佐藤伸幸委員）

番号 131 の件ですが、こちらの北側の土地にはすでに太陽光発電パネルが設置されており、通路がなくなっても農地がないので問題ないと思われま

議長（佐々木政直会長）

その他質疑ございませんか。14 番。

14 番（只埜和臣委員）

番号 131 の通路の件ですが、これは官地ではないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

こちらは、農地になっております。

議長（佐々木政直会長）

14 番、よろしいでしょうか。

14 番（只埜和臣委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

その他質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号 116 から 119、番号 121 から 135、番号 137 から 144 までの 27 案件と、関連する議案第 39 号番号 106 から 108 までの 3

か件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

また、無断転用である番号 120 の 1 案件については、申請人である譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号 116 から 119、番号 121 から 135、番号 137 から 144 までの 27 案件と、関連する議案第 39 号番号 106 から 108 までの 3 案件について許可相当と認め、県に進達いたします。

また、無断転用である議案第 40 号番号 120 の 1 案件については、申請人である譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を附して県に進達いたします。ここで、午後 3 時 20 分まで暫時休憩いたします。

〔午後 3 時 8 分から午後 3 時 20 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議案第 41 号「農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について」番号 68 から 73 までの 6 案件と、番号 68 から 70 と関連する議案第 40 号番号 136 の 1 案件について、審議します。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

それでは、議案第 41 号「農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について」現地調査員から、調査結果についての報告を行います。番号 68、69、70 と議案第 40 号番号 136 の報告を 20 番推進委員お願ひします。

20 番（千葉敏昭推進委員）

番号 136 を報告いたします。転用目的は、集合住宅 3 棟、駐車場 34 台分として

利用するものです。申請地周辺の状況は、田と宅地に囲まれていました。管理状況は、除草管理されていきました。農地区分は、都市計画区域内で、用途指定されている第3種農地になります。雨水はU字溝に、汚水は浄化槽に流し、土砂流出対策として境界に擁壁を設置する計画のため、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号68から73までの6か件と、番号68から70と関連する議案第40号番号136の1か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号68から73までの6か件と、番号68から70と関連する議案第40号番号136の1か件について、許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号68から73までの6か件と、番号68から70と関連する議案第40号番号136の1か件について、許可相当と認め、県に進達いたします。

議案第42号「農用地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の承認について」番号412から428までの17か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第42号番号412から428までの17か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 42 号番号 412 から 428 までの 17 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 42 号番号 412 から 428 までの 17 案件について承認し、市に通知いたします。これで審議事項を終了いたします。

次第の 8 協議事項に入ります。はじめに、企画の報告（1）令和 6 年度第 2 回一日女性農業委員会について事務局より説明願います。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

企画の報告につきましては、企画広報委員長から願います。

21番（中鉢守委員）

〔中鉢企画広報委員長より説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、中鉢企画広報委員長より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（1）令和 6 年度第 2 回一日女性農業委員会については終了いたします。

ここで事務局より、業務予定をお願いします。

事務局（竹内満博事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか報告並びに連絡事項はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

これもちまして、令和6年度第9回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時35分閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 12 月 25 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 佐々木 正 彦

委 員 下 山 信 行